

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

## 目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	8
○資料		
1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）	19
1-2	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	26
1-3	地域生活支援事業（必須事業）の実施状況	27
1-4	各事業の実施状況【都道府県別】	
	・ 移動支援事業	28
	・ コミュニケーション支援事業	29
	・ 日常生活用具給付等事業	30
	・ 地域活動支援センター基礎的事業	31
1-5	標準的な要約筆記者養成カリキュラム（案）	32
1-6	小規模作業所の移行状況（推移）	37
1-7	小規模作業所の移行状況【都道府県別：移行率】	38
1-8	小規模作業所の移行状況【都道府県別：移行か所数】	39
2-1	聴覚障害者情報提供施設 設置状況	40
2-2	視覚障害者情報提供総合システム「サピエ」の概要	41
2-3	障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況	42
2-4	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について（例）	43
2-5	自治体主催行事における情報配慮について（長野県の取組）	44
2-6	都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数	45
2-7	都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表	46
2-8	2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・ アテネ大会概要	47
2-9	第11回全国障害者スポーツ大会（「おいでませ！山口大会」）	48
2-10	第11回全国障害者芸術・文化祭 埼玉大会の概要（案）	50

2-11	広州 2010 アジアパラ競技大会の結果等 .....	51
2-12	国際障害者交流センターの概要 .....	52
2-13	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数 .....	54
2-14	補助犬ポスター「わたしたちはパートナー」 .....	55
2-15	ほじょ犬もっと知ってBOOK .....	56
2-16	補助犬ステッカー「Welcome! ほじょ犬」 .....	58

## 1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

### (1) 地域生活支援事業費補助金について

地域生活支援事業は、地方分権の流れを踏まえ、各自治体が自ら創意工夫を活かし、柔軟な形態で効果的・効率的な事業展開が可能な仕組みとしており、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に配分することができるなど、その裁量が最大限発揮できる「統合補助金」としている。

各自治体においては、このような地域生活支援事業の特性を踏まえ、引き続き、地域の実情や障害者等のニーズを踏まえた効果的・効率的な事業展開をお願いしたい。

### (2) 平成23年度予算案及び協議について

#### ア 平成23年度予算額（案）について

地域生活支援事業費補助金の平成23年度予算額（案）については、「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業（特別枠措置）」の中の「地域移行のための安心生活支援」の所要額10億円を含め、44.5億円を確保している。

#### イ 新規メニュー「地域移行のための安心生活支援事業」について

障害のある方の地域生活への移行を進めるためには、地域における安心した暮らしを支える支援体制の整備が必要であることから、地域生活支援事業のメニューの1つとして、新たに「地域移行のための安心生活支援事業」（仮称）を創設することとしている。

本事業は、特別枠により措置された10億円を活用し、市町村における夜間も含めた緊急対応や緊急一時的な宿泊等の具体的な施策を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」に基づく事業に対して補助を行うものである。

本事業の予算配分については、各自治体からの協議方式により行う予定であるが、具体的な協議方法等については、本年3月中にお示しする予定である。

(参考) 「地域移行のための安心生活支援事業」の概要

○ 障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の支援策等を盛り込んだ「地域移行推進重点プラン」を作成し、地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する。

(1) 地域安心生活支援体制強化事業

- ・ 緊急時相談支援事業（必須実施）
- ・ その他、緊急時ステイ事業、地域生活体験事業 等

(2) 地域移行特別支援事業

上記(1)の事業を実施するとともに、移動支援やコミュニケーション支援等を実施する。

#### ウ 「特別支援事業」について

平成21年度から実施している「特別支援事業」については、コミュニケーション支援の充実や盲ろう者の社会参加等の促進を図る事業のほか、地域の特性に配慮して先駆的・モデル的に取り組む事業等に対して、優先的に補助を行うものであるので、平成23年度においてもその活用を検討願いたい。

なお、平成23年度における具体的な取扱いは、予算成立後、速やかにお示しすることとしているが、基本的には本年度と同様、各自治体からの協議方式により行う予定である。

### (3) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

平成23年度の地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した改正を予定している。

この一部改正（案）については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

#### (参考)改正事項

- ・「要約筆記者」（コミュニケーション支援事業、養成事業）の新設
- ・「地域移行のための安心生活支援事業」の新設

(資料1—1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

### (4) 地域生活支援事業の適正な実施について

#### ア 適正な事務執行等について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な運用が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、

- 移動支援事業の不正請求事例（架空のサービス提供実績に基づく請求を行っていた事例）
- 地域生活支援事業費補助金の対象経費の実支出額算定に当たり、補助対象とならない地域活動支援センターの基礎的事業に係る経費を計上していた事例（平成21年度決算検査報告）

が報告されているところである。

上記以外の事業も含め、不適正な取扱いが行われた結果として、必要とする者にサービスが行き届かない事態などが生じないよう、各自治体においては、適正な事務執行はもとより、書類の確認や関係者への聞き取りを行うなどにより適正に事業が実施されているか点検を行うなど、事業者に対する計画的な指導をお願いしたい。

なお、事業者に対する指導の結果、不適正な取扱いが認められたときは

厳正に対処するとともに、適正な実施が確保されるようお願いしたい。(地域活動支援センター機能強化事業については、(10のイ)を参照されたい。)

#### イ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

#### (5) 地域生活支援事業における低所得者の利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、昨年の部局長会議等において検討をお願いしたところである。

また、平成22年6月に実施した低所得者の利用者負担の無料化状況調査について結果をとりまとめたので、各市町村においては、本調査の結果も参考にしながら、引き続き、地域生活支援事業に係る利用者負担の取扱いについて検討をお願いしたい。

特に、コミュニケーション支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、低所得者のサービス利用に支障が生じないように対応をお願いしたい。

(資料1—2) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成22年度)

#### (6) 必須事業未実施市町村に対する支援について

移動支援事業やコミュニケーション支援事業等の必須事業を未だ実施していない市町村においては、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いするとともに、各都道府県においては、基金事業の「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を活用した体制づくりなど、管内の市町村に対する支援をお願いしたい。

(資料1—3) 地域生活支援事業（必須事業）の実施状況（平成21年度）

(資料1—4) 各事業の実施状況【都道府県別】（平成21年度）

## (7) 移動支援事業について

### ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間数を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、利用者が委託事業者リストから任意に選択できるような仕組みとすることや視覚障害者に対する代筆・代読など障害種別に配慮したサービス提供等、利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについてもお願いしたい。

さらに、共通のサービス利用の意向を持つ複数の障害者について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合などには、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

### イ 同行援護の創設との関係について

昨年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）」により、重度の視覚障害者（児）に対する移動支援が、「同行援護」として障害福祉サービス（自立支援給付）に位置付けられ、平成23年10月1日から施行の予定である。

地域生活支援事業による移動支援事業の一部が「同行援護」へ移行することとなるが、「同行援護」の対象者やサービス内容、事業者の指定基準等については現在検討中であることから、その内容が固まり次第ご連絡することとしている。（具体的なスケジュール等については、障害福祉課資料を参照されたい。）

### ウ 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上事業について

「視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上事業」については、基金事業として平成23年度まで継続して実施することとしている。

平成23年度の事業計画については、現在、社会福祉法人日本盲人会連合において検討中であり、本年4月中に各都道府県に示される予定であるので、積極的な参加をお願いしたい。

また、この研修の修了者は、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を担う指導者となることが想定されているので、各都道府県におけるガイドヘルパー養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

なお、この事業による研修を受講する際の旅費（交通費及び宿泊費）については、平成22年度に引き続き、地域生活支援事業（特別支援事業）の「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業」として補助対象経費とする予定である。

## （8）コミュニケーション支援事業について

### ア コミュニケーション支援事業の推進について

コミュニケーション支援事業については、法律上必須事業としているにもかかわらず実施していない市町村が約4分の1ある状況（平成21年3月31日現在）となっている。

なお、個別の事業ごとでは、手話通訳者設置事業は約7割の市町村が未実施であり、要約筆記者派遣事業については約5割の市町村が未実施という状況である。

コミュニケーション支援事業については、市町村圏域を越えた手話通訳者の派遣等に課題があることから、派遣事業等の広域利用に対応できる体制づくりについて検討する「コミュニケーション支援広域支援検討事業」を基金事業の中にメニュー化しており、また、市町村域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては、地域生活支援事業の特別支援事業（「コミュニケーション支援充実強化事業」）として優先的に支援することとしている。

また、コミュニケーション支援事業の円滑な実施には人材の養成が重要であることから、地域生活支援事業の特別支援事業として「コミュニケーション支援従事者ステップアップ研修事業」、「コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業」を加え、優先的に支援することとしているところでもある。

各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、広域利用体制を整備するとともに、併せて、以下の点にも留意の上、未実施市町村の早期解消を進めることにより、コミュニケーション支援事業の一層の推進を図られるようお願いしたい。

- 事業の単独実施が困難な市町村については、視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 障害当事者団体主催の行事や会議等、複数の利用者がある場合についても手話通訳者等の派遣が適切に行われるよう努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚や聴覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、手話通訳等の他にも代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。



## イ 要約筆記者の養成について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成研修事業において「要約筆記者奉仕員」として登録された者を派遣することとしているが、平成23年度より、新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとしている。

現在、要約筆記者を養成する指導者の養成プログラム等の検討を進めているところであり、今後、指導者養成講習会等の具体的な内容が決まり次第お示しすることとしている。

(資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表 (案)

(資料1-5) 標準的な要約筆記者養成カリキュラム (案)

## (9) 日常生活用具給付等事業について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組みにより、ほぼ100%の実施率に達しているところである。

本事業については、地域生活支援事業として位置づけられており、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、真に必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が高額となっており、年々増加傾向にもあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばストーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に努められたい。

## (10) 地域活動支援センターについて

### ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業として位置付けられているところである。

本センターの基礎的事業に対する助成は、市町村の一般財源により実施されるものであり、税金の少ない地方自治体については、地方交付税制度により、一定の財源が保障されているところである。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

## イ 地域活動支援センター機能強化事業の点検等について

地域生活支援事業費補助金により補助を行う地域活動支援センター機能強化事業は、従前の小規模作業所の補助水準が維持されることを前提に、地域活動支援センターの機能を充実強化するため、上乘せをした部分について補助するものである。

この機能強化事業については、平成21年度決算検査報告において、一部の自治体における不適正な事例(4)アを参照)が指摘されている。  
各市町村におかれては、平成21年12月15日付事務連絡にてお知らせしている「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方について」も参考にしながら、適正な実施をお願いしたい。

## (11) 小規模作業所について

小規模作業所については、サービスの質の向上や事業の安定的な運営を図る観点から、「移行等支援事業」や「小規模作業所移行促進事業」といった基金事業による助成や要件緩和など、法定事業への移行を支援するための措置を講じているので、各自治体におかれては、引き続き、これらの移行支援策の活用を図られたい。

また、小規模作業所の運営費に対する助成は、地域活動支援センターと同様、税収の少ない地方自治体については、地方交付税により、一定の財源が保障されているので、適正な補助水準を確保するようお願いしたい。

(資料1-6) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

(平成22年4月時点)

(資料1-7) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

【都道府県別：移行率】 (平成22年4月時点)

(資料1-8) 小規模作業所の新体系等への移行状況調査

【都道府県別：移行か所数】 (平成22年4月時点)

## 2 障害者の社会参加の促進について

### (1) 「重点施策実施5か年計画」における情報・コミュニケーション支援について

#### ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、より一層の充実が求められており、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)」においても、情報アクセス・コミュニケーション保障として「情報バリアフリー化のための環境整備の在り方」や「障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達方策」について、検討することとされている。

こうした中、聴覚障害者情報提供施設については、聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を持つとともに、災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されているが、平成22年12月末現在、全国で38施設(政令市を含む。)の設置に留まっている。聴覚障害者情報提供施設は、「障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)」に基づき、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題をまとめた「重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)」において、全都道府県での設置を目指しているところであり、未設置の道府県においては、早期に設置されるようお願いしたい。

#### (資料2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

なお、視聴覚障害者情報提供施設においては、平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、

- ① 社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないぶネット」(点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を、新たに視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした(平成22年4月から運用開始)ほか、(資料2-2)
- ② 全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作器を整備し、聴覚障害者への地域の映像情報等の提供を推進したところである。

視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、これらの情報提供施設に整備した機能の有効活用について引き続き配意願いたい。

また、基金事業において、障害者に対する情報バリアフリー化を一層促進するために、情報支援機器等の整備、音声コード普及のための研修や聴

覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン3）の給付に係る支援を行う「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」をメニュー化しているところであるので、引き続き活用をお願いしたい。

## イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話奉仕員養成研修・手話通訳者養成研修の指導者養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修について、平成23年度から、養成研修（手話奉仕員・通訳者養成研修の指導者養成）にあつては、全国5会場から全国10会場に拡充し、また、現任研修（手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修）にあつては、社会福祉法人全国手話研修センター（京都市）のみでの実施から開催地を京都市以外にも拡充し、それぞれ開催を予定しているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい。

## ウ 障害者IT総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、「重点施策実施5か年計画」において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者IT総合推進事業」の一層の充実をお願いするとともに、未実施の県においては積極的に事業化されるようお願いしたい。

（資料2-3）障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況

## （2）災害時における障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした災害時要援護者の避難対策については、各市町村において策定することとされている「避難支援プラン」の全体計画（平成19年12月18日府政防第885号／消防災第421号／社援総発第1218001号／国河防第563号通知）をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用

通信やインターネットなど)の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援への配慮をお願いしたい。(資料2-4)

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いしたい。なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成20年6月:日本赤十字社>国内災害救護>資料で見る国内災害救護に掲載)をお示ししているところであるので参照されたい。

### (3) 盲ろう者向け福祉施策について

#### ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に併せて障害を持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、全都道府県において実施していただいているところであるが、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、地域生活支援事業の特別支援事業として「盲ろう者社会参加等促進事業」、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者通訳・介助員養成研修事業」等の推進を重点課題として、優先的に支援することとしているので、各都道府県においては、これらの事業を有効に活用し、盲ろう者の社会参加の一層の推進を図られたい。

なお、昨年12月に成立した整備法により、重度の視覚障害者(児)に対する移動支援が、「同行援護」として障害福祉サービス(自立支援給付)に位置づけられ、平成23年10月1日から施行の予定である。

この「同行援護」については、視覚障害の観点から盲ろう者についても関係するものであるため、ご留意いただきたい。(1の(7)のイを参照されたい。)

#### イ 盲ろう者向け生活訓練等モデル事業の実施について

盲ろう者の障害特性に対応した支援方法等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内において、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施しているところであるが、平成23年度においては、事業の総括を行い、実施結果報告書及び盲ろう者支援のための訓練マニュアル等を作成し、都道府県及び関係団体等に公開することとしている。

本モデル事業の実施等に当たっては、各都道府県等からの情報提供などの協力をいただくこともあるので、その際はよろしくお願いしたい。

#### ウ 第10回ヘレン・ケラー世界会議及び第4回世界盲ろう者連盟総会について

平成25年に「第10回ヘレン・ケラー世界会議及び第4回世界盲ろう者連盟総会」が日本で開催される予定であり、具体的な内容などにつき今後情報提供していく予定である。

##### 〈概要〉

- ・名称：「第10回ヘレン・ケラー世界大会及び第4回世界盲ろう者連盟総会」
- ・テーマ：盲ろう者の自立と国際連帯
- ・期 日：平成25年5月30日（木）～6月4日（火）
- ・場 所：幕張メッセ国際会議場（千葉市）
- ・事務局：社会福祉法人 全国盲ろう者協会
- ・ヘレン・ケラー世界会議：  
1977年に第1回会議がアメリカ（ニューヨーク）で開催。第7回（2001年）まで世界盲人連合（世界177か国、本部カナダ）が4年毎に開催。第7回会議で世界盲ろう者連盟が設立されて以降は同連盟が開催。
- ・世界盲ろう者連盟（本部スウェーデン）：  
2001年に発足。盲ろう者のための経済、教育、社会福祉の促進等を目的とする。

#### （4）障害者スポーツ、文化芸術活動の振興について

障害のある人もない人も共にスポーツや文化芸術活動に参加することは、国民の障害への理解と認識をさらに深めるものであるので、各都道府県においては、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携のうえ、各種大会等の開催やスポーツ指導員の養成、選手団の派遣等に配慮をお願いしたい。（資料2-6、2-7）

また、基金事業の中に、「地域における障害者スポーツの裾野を広げるための取組みを行う事業」として、「障害者スポーツ特別振興事業」や「体育館等バリアフリー緊急整備事業」をメニュー化しているので、各都道府県においては、本事業の積極的な活用併せて、障害者スポーツに対する国民の理解を深めるため、広報誌等を活用した普及啓発の一層の推進をお願いしたい。

なお、平成23年度予算案においては、世界大会でのメダル獲得に向けたトップレベル選手に対する特別強化を目的とした総合国際競技大会指定強化事業の充実を図るとともに、障害者に身近な地域において、財団法人日本障害者スポーツ協会公認の障害者スポーツ指導者を活用し、障害者向けのスポーツ教室等を開催するとともに、障害特性を踏まえたスポーツ指導等を行う

「地域における障害者スポーツの振興事業」を財団法人日本障害者スポーツ協会を中心として実施することとしているので、都道府県等においては、地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」との連携についてご留意いただきたい。

〈参考〉

- 平成23年度の主な障害者スポーツ大会等について
  - ① 「2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・アテネ」への選手団の派遣（開催期間：平成23年6月25日(土)～7月4日(月)）  
(資料2-8)
  - ② 「第11回全国障害者スポーツ大会(おいでませ！山口大会)」の開催  
平成23年度は、山口県において標記の大会が開催される予定である。  
(開催期間：平成23年10月22日(土)～10月24日(月)）  
(資料2-9)
  - ③ 「第11回全国障害者芸術・文化祭 埼玉大会」の開催  
平成23年度は、埼玉県において標記の大会が開催される予定である。  
(開催期間：平成23年4月～12月を予定)  
(資料2-10)
- 広州2010アジアパラ競技大会の結果等について  
アジア地域最大の障害者スポーツの国際大会である「広州2010アジアパラ競技大会」が、中国・広州市において平成22年12月12日から19日までの8日間開催された。本大会には41か国・地域から3,798人が参加し、アーチェリーや車いすテニスなどの19の競技種目において熱戦が繰り広げられた。日本選手団は、本大会において103個のメダルを獲得するなど好成績を収めた。  
(資料2-11)

(5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

本施設の運営については、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価結果で「見直しを行う」とされ、これを受けて設置した「国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)総合ビジョン策定検討会」において、新しい基本指針を定めるとともに、平成23年度から公募により委託先を選定することとされたところである。

本施設については、障害者(団体)による利用率の向上を図ることが課題の一つであることから、各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害支援ボランティアリーダー養成研修事業」についても引き続き本センターで実施する予定であるので、積極的な参加及び関係機関への周知をお願いしたい。

(資料2-12) 国際障害者交流センターの概要

## (6) 行政機関における障害者への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、基金事業の「視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業」による情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

### [参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>



[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

## (7) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第22回試験（平成22年度）の合格発表が平成23年1月31日（月）に行われたところである。（資料2-13）

第23回試験（平成23年度）についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間連続で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

### 第23回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成23年10月1日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成23年10月2日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

## (8) 補装具について

### ア 利用者負担の見直しについて

平成22年12月3日に成立した整備法により、利用者負担の見直し（平成24年4月1日施行予定）が行われることとなっており、補装具費に係る利用者負担についても応能負担を原則とするとともに、障害福祉と介護保険のサービス及び補装具費に係る利用者負担を合算し負担を軽減する（高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス費等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給）こととしている。

具体的な取扱いについては、別途ご連絡することとしているので、ご留意いただきたい。（障害福祉課資料「障害者自立支援法等の改正について」を参照されたい。）

### イ 補装具費の基準額の改定について

平成23年度の補装具費の基準額改定は予定していないので、ご了解願いたい。

### ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差

し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）ので、適用に当たっては、障害者の年齢のみによって介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を判断の上、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

## エ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、（財）テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等への周知に配慮願いたい。

なお、平成22年度において基金事業のメニューに新たに追加した「障害者自立支援機器普及促進事業」により自立支援機器を整備しモニター評価を行った場合においても、本システムを活用して障害当事者の福祉用具に対するニーズについて情報提供をお願いしたい。

（参考 URL：<http://www.techno-needs.net/>）

## （9）身体障害者補助犬の普及啓発について

身体障害者補助犬法施行後8年が経過しているが、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

こうした状況を踏まえ、補助犬に関する国民の理解をより一層促進するため、平成22年11月に、新たに補助犬普及啓発用のポスター、リーフレット、ステッカーを作成し、各都道府県等に配布したところである。

各都道府県等においては、掲示、配布を行っていただくほか、職場研修等で使用していただき、その周知徹底を図られるようご協力願いたい。

（資料2-14、2-15、2-16）

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>



# 資 料



地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表(案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的                      障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 ～ 6 (同右)</p> <p>(別記1) (同右)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p>	<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的                      障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が<u>その有する能力及び適性に</u>応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p>

<p>1 ～ 3 (同右)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを 含む。</p> <p>ア (同右)</p> <p>イ 「要約筆記者」</p> <p><u>(ア)「要約筆記者」・・・都道府県が実施する要約筆記者養成 研修事業(同事業に準じて市町村が実施する事業を含む。)</u> において「要約筆記者」として登録された者</p> <p><u>(イ)「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する 奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登 録された者</u></p> <p>(別記3)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>1 ～ 3 (同右)</p>	<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを 含む。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「要約筆記者」</p> <p>「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉 仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録され た者</p> <p>(別記3)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>1 ～ 3 (略)</p>
--	---

<p>4 留意事項</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営する<u>福祉用具情報システム(TAIS)</u>の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) ～ (4) (同右)</p> <p>(別記4) ～ (別記5) (同右)</p> <p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>地域移行のための安心生活支援事業</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することに</u></p>	<p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営する<u>テクニカルエイド情報システム(TAIS)</u>の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>(別記4) ～ (別記5) (略)</p> <p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p>
--	--



より、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

## 2 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援策等を盛り込んだプラン(以下、「地域移行推進重点プラン」という。)を作成し、これに基づき、障害者の地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する。

なお、(1)地域安心生活支援体制強化事業の「ア 緊急時相談支援事業」については、必ず実施することとする。

### (1)地域安心生活支援体制強化事業

#### ア 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

#### イ 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

#### ウ 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。  
(自立支援給付費の報酬の対象となるグループホーム・ケアホームへの体験的な入居は除く。)

#### エ コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

<p>(2) <u>地域移行特別支援事業</u>  <u>地域安心生活支援体制強化事業を実施するとともに、障害者の移動支援やコミュニケーション支援等障害者の地域での活動支援を実施する。</u></p> <p>3 <u>留意事項</u></p> <p>(1) <u>地域移行推進重点プランの作成にあたっては、地域生活を希望する者や在宅の障害者のニーズ等を把握するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を担う地域自立支援協議会等の意見を踏まえる等、地域のニーズを踏まえた支援策を盛り込むこと。</u></p> <p>(2) <u>地域移行推進重点プランについては、上記(1)及び(2)の支援策の具体的な対象者、具体的なサービス提供体制、支援策の効果等を盛り込むとともに、グループホーム・ケアホームの整備や精神障害者アウトリーチ推進事業との連携に関する事項などの支援策についても総合的に盛り込むこと。</u></p> <p>(別記7) ～ (別記8) (同右)</p> <p>(別記9)</p>	<p>(別記7) ～ (別記8) (略)</p> <p>(別記9)</p>
--	---------------------------------------

サービス・相談支援者、指導者育成事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業
<p>1 目的（同右）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ～ (4)（同右）</p> <p>(5) <u>手話通訳者・要約筆記者養成研修事業</u></p> <p>ア 事業内容</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 平成10年7月24日障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」及び平成 年 月 日障企自発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</p> <p>(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験</p>	<p>1 目的（略）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p> <p>(5) <u>手話通訳者養成研修事業</u></p> <p>ア 事業内容</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</p> <p>(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験</p>

を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者(以下「通訳者等」という。)としての登録を行うこと。登録した通訳者等に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者等については、証票を返還させ登録を抹消すること。

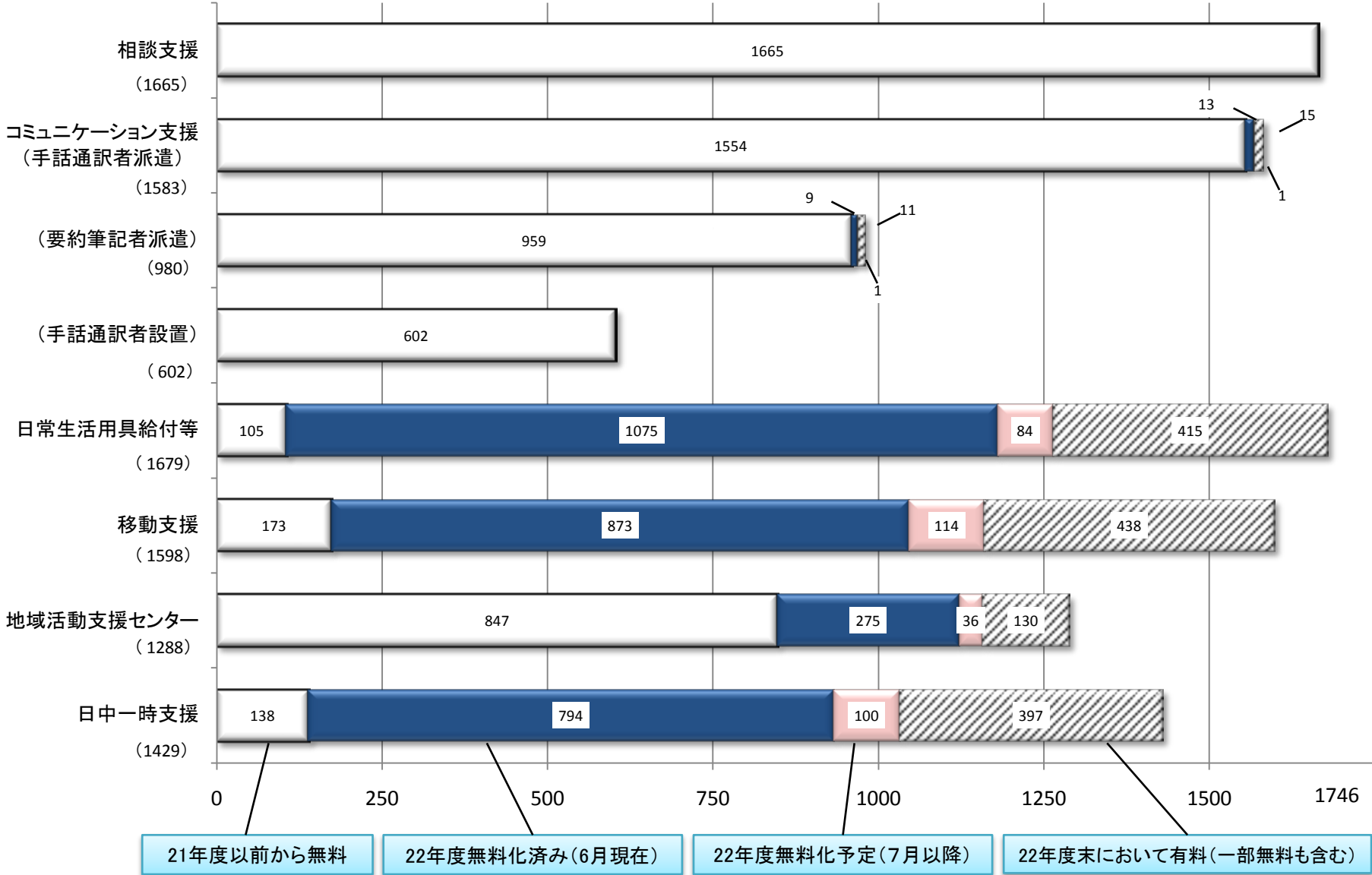
なお、当分の間、要約筆記者については、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができる。

(別記10) ～ (別記11) (同右)

を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(別記10) ～ (別記11) (略)

# 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成22年度)



(資料1-2)

注1 数値は有効回答市町村数。  
 注2 広域連合5町村は1市町村としてカウントしている。

# 地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

## 1 移動支援事業

時点・期間	H17.10	H18.10～H19.3	H19.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3
実施市町村数	1,471/1,843	1,462/1,827	1,528/1,816	1,549/1,800	1,540/1,750
実施市町村割合	<u>79.82%</u>	<u>80.02%</u>	<u>84.14%</u>	<u>86.06%</u>	<u>88.00%</u>

## 2 コミュニケーション支援事業

### (1) 手話通訳派遣

時点・期間	H17.10	H18.10～H19.3	H19.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3
実施市町村数	502/1,843	1,058/1,827	1,288/1,816	1,333/1,800	1,295/1,750
実施市町村割合	<u>27.24%</u>	<u>57.91%</u>	<u>70.93%</u>	<u>74.06%</u>	<u>74.00%</u>

### (2) 手話通訳設置

時点・期間	H17.10	H18.10～H19.3	H19.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3
実施市町村数	338/1,843	439/1,827	467/1,816	498/1,800	510/1,750
実施市町村割合	<u>18.34%</u>	<u>24.03%</u>	<u>25.72%</u>	<u>27.62%</u>	<u>29.14%</u>

### (3) 要約筆記派遣

時点・期間	H17.10	H18.10～H19.3	H19.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3
実施市町村数	180/1,843	463/1,827	722/1,816	818/1,800	846/1,750
実施市町村割合	<u>9.77%</u>	<u>25.34%</u>	<u>39.76%</u>	<u>45.44%</u>	<u>48.34%</u>

※コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

H21.4～H22.3	1,309/1,750	<u>74.80%</u>
-------------	-------------	---------------

## 3 日常生活用具給付等事業

時点・期間	H17.10	H18.10～H19.3	H19.4～H20.3	H20.4～H21.3	H21.4～H22.3
実施市町村数	1,724/1,843	1,746/1,827	1,796/1,816	1,782/1,800	1,736/1,750
実施市町村割合	<u>93.54%</u>	<u>95.57%</u>	<u>98.90%</u>	<u>99.00%</u>	<u>99.20%</u>

(注1) H18.10～H19.3の市町村数(1,827市町村)はH19.3.31時点の全国市町村数である。

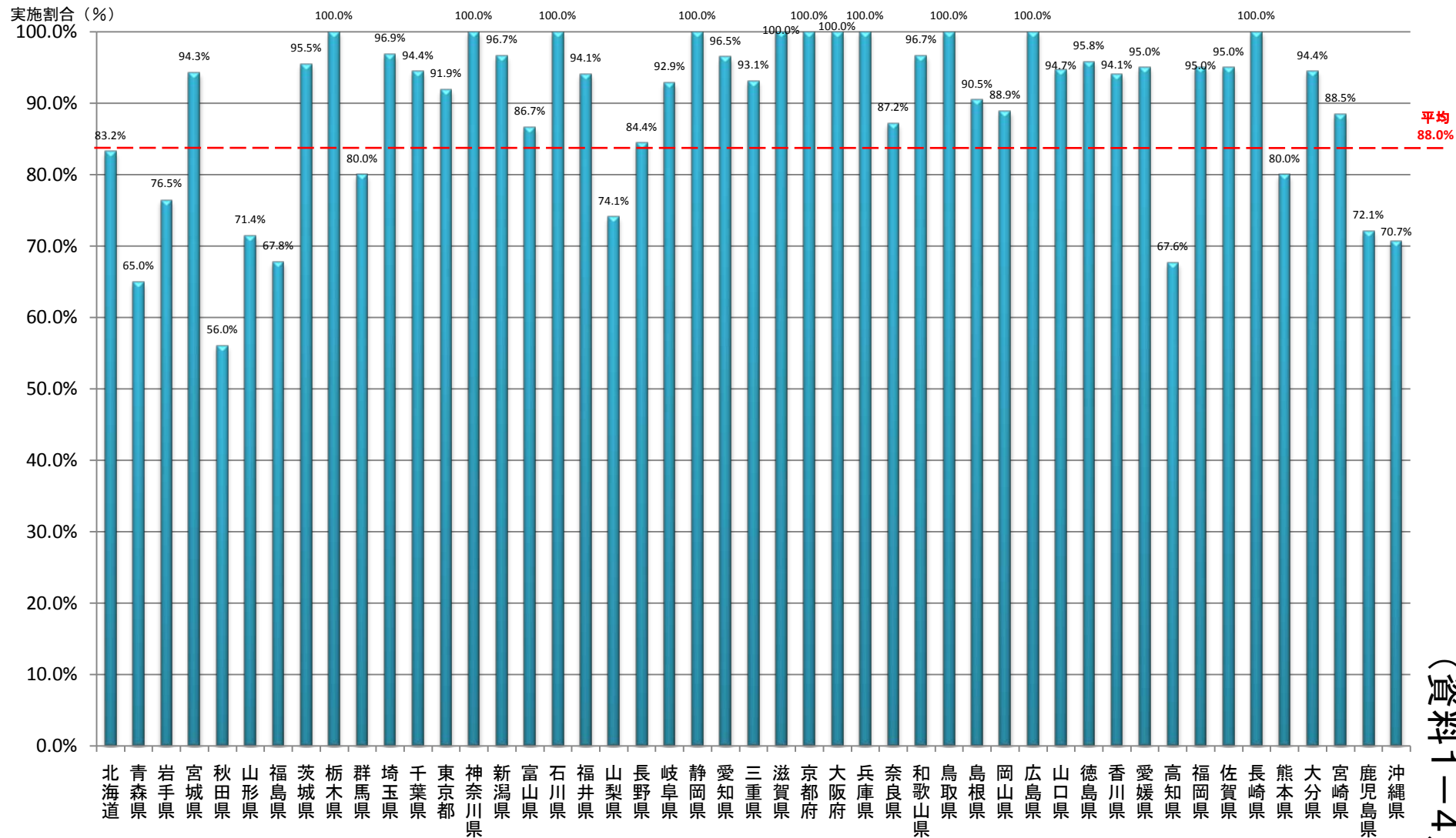
(注2) H19.4～H20.3の市町村数(1,816市町村)はH20.3.31時点の全国市町村数である。

(注3) H20.4～H21.3の市町村数(1,800市町村)はH21.3.31時点の全国市町村数である。

(注4) H21.4～H22.3の市町村数(1,750市町村)はH22.3.31時点の全国市町村数である。

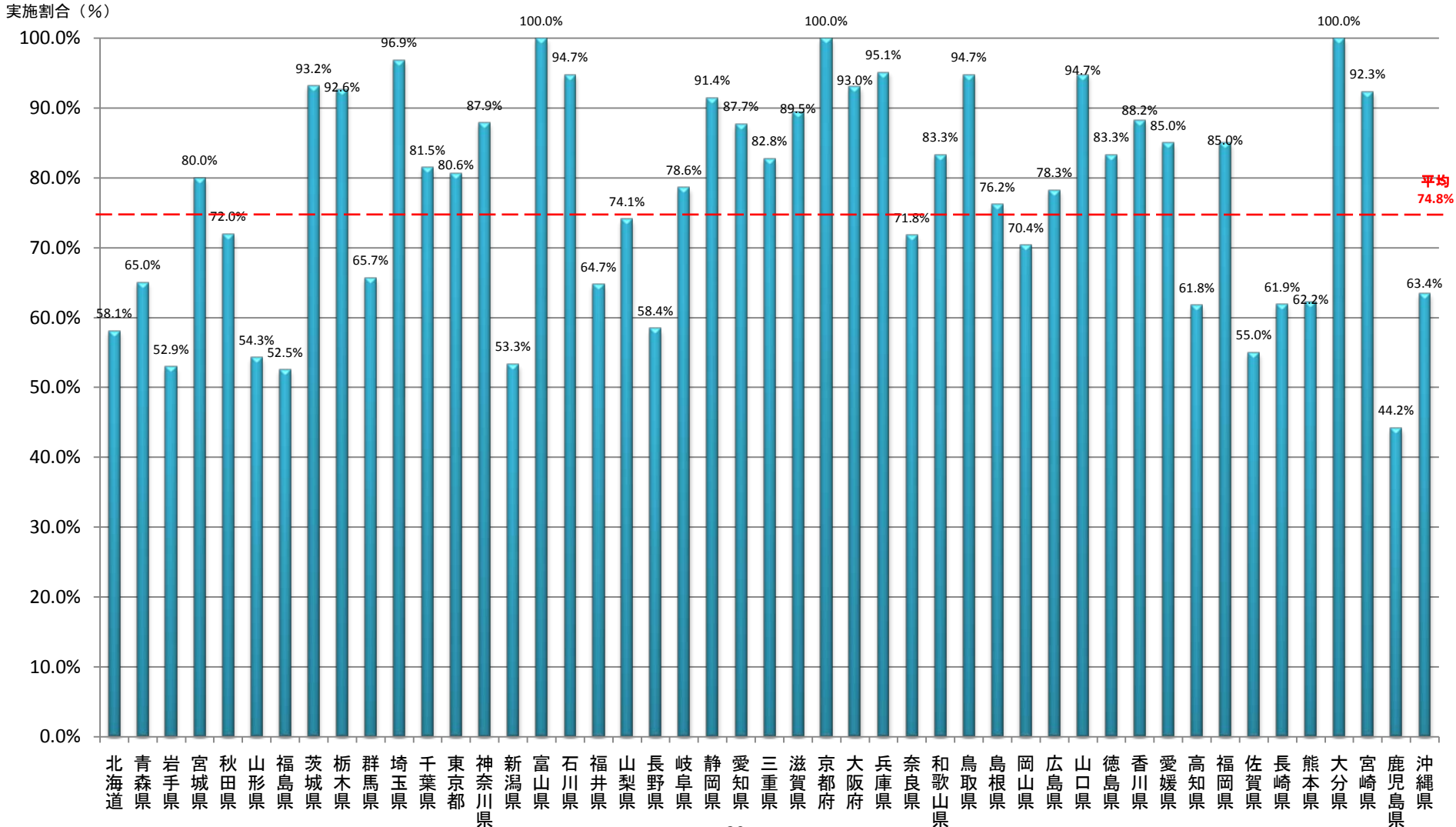
# 移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,540市町村／1,750市町村（H22.3.31現在）で実施割合は88.0%である。



# コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,309市町村／1,750市町村（H22.3.31現在）で実施割合は74.8%である。

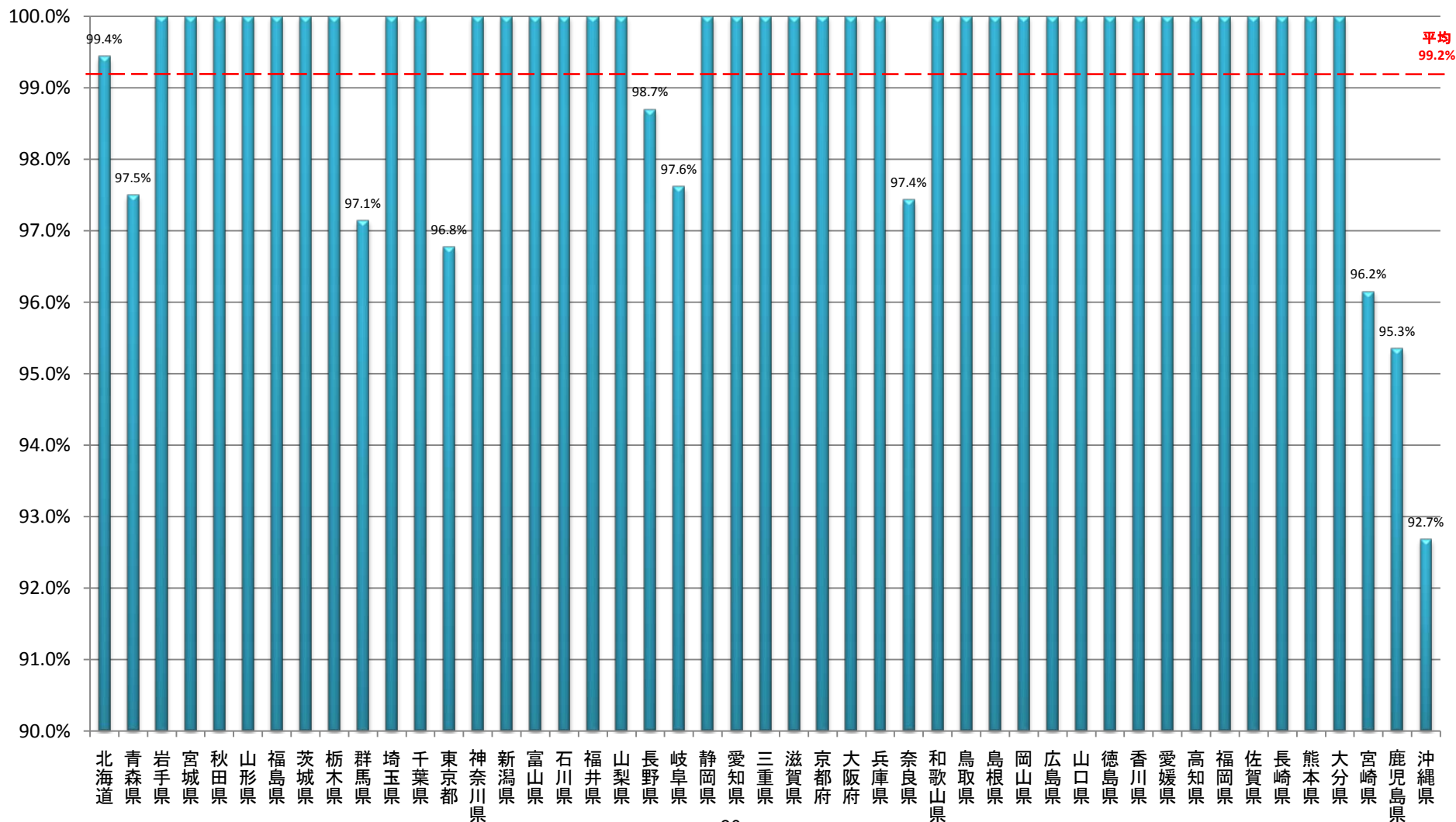




# 日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,736市町村／1,750市町村（H22.3.31現在）で実施割合は99.2%である。

実施割合（%）※最小値を90%に設定。



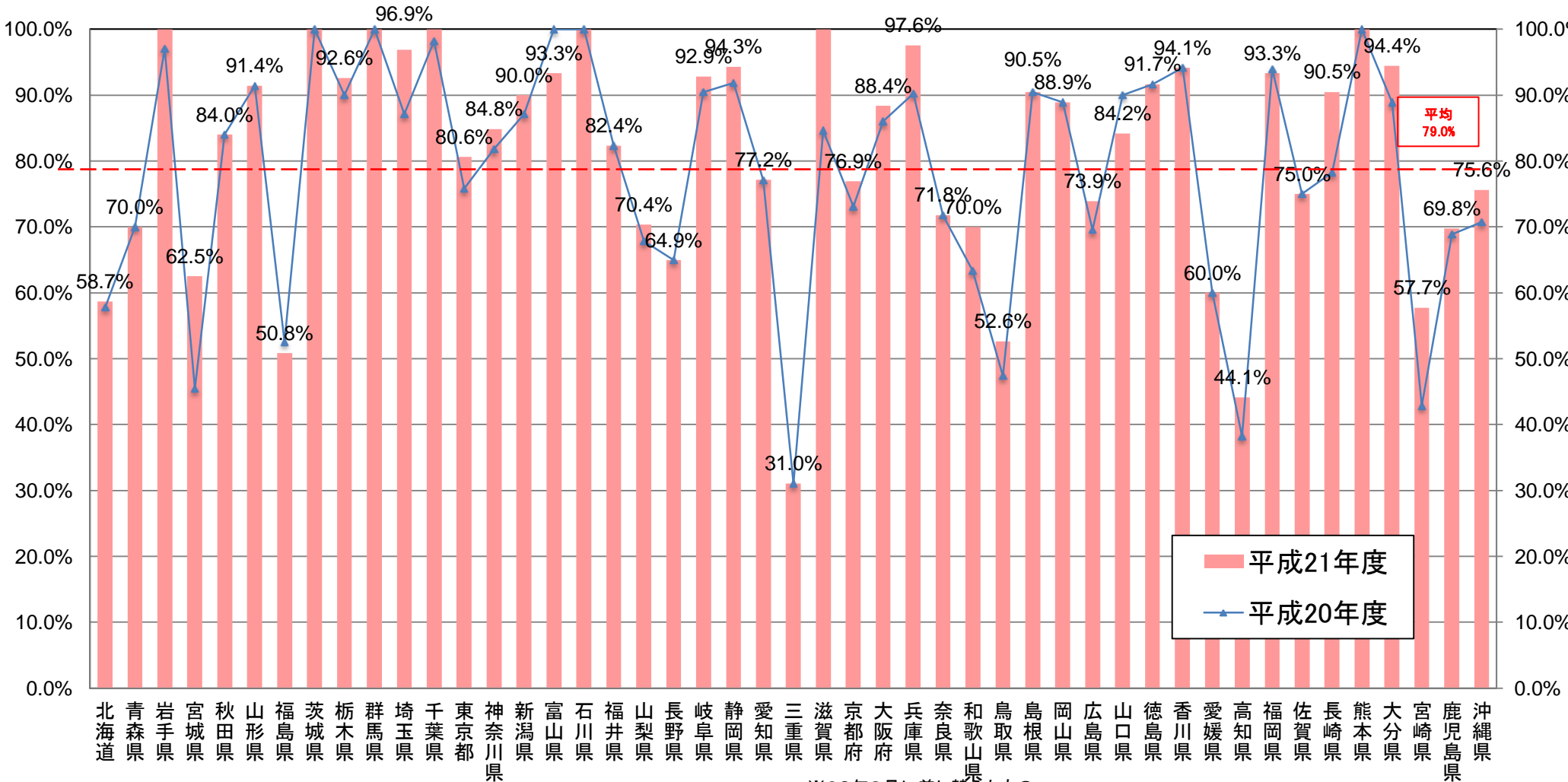
# 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。

○ 全体では1,381市町村／1,747市町村で実施割合は79.0%である。

※ 一部の被災市町村については、実施状況を確認することができないため、市町村数に含まれていない。

実施割合 (%)



※23年8月に差し替えたもの。

※数値は平成21年度値。

## 標準的な要約筆記者養成カリキュラム(案)

養成 目標	聴覚障害、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うに必要な知識及び技術を習得する。
----------	--

## ●必修科目

【講義関係】

※網掛け部分は手書き・パソコンで別クラス

	時間 数	教科名	目的	内容
1	4	聴覚障害の基礎知識	聞こえのしくみと聴覚障害の原因、聴覚補償、聴覚障害者のコミュニケーションを知り、聴覚障害者の現状を理解する	聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題
2	4	要約筆記の基礎知識 I	要約筆記の歴史や事業の位置づけを学び、要約筆記者の役割を理解する	難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記者の位置づけ 通訳としての要約筆記
3	4	要約筆記の基礎知識 II	要約筆記の目的達成のための三原則の考え方を学び、表記の重要性を理解する	要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記
4	4	日本語の基礎知識	要約筆記に必要な日本語の基礎知識を学ぶ	日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法
5	4	話しことばの基礎知識	話し言葉の特徴について理解し、削除・省略・短縮化など要約筆記に活用する方法を理解する	話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用
6	2	伝達の学習 I	コミュニケーションにおける伝達の意味を確認し、要約筆記への応用について理解する	コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論
7	2	要約の学習 I	要約の学習を通じ効果的・効率的な伝達の実現について理解する	要約の定義と意味 情報伝達における要約
8	6	社会福祉の基礎知識 I	日本の社会福祉の歴史と現状を知り、障害者福祉について理解し、権利擁護としての要約筆記の役割を理解する	日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史 障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約

9	4	チームワークⅠ	チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術について理解する	使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方
10	4	ノートテイクⅠ	ノートテイクでの要約筆記技術として個人に対する情報保障技術について理解する	ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面对応 利用者のニーズへの対応
11	4	対人援助Ⅰ	中途失聴・難聴者の心理を踏まえ、要約筆記者が対人援助者として必要な基礎的な理論を学ぶ	中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論
12	2	要約筆記者のあり方Ⅰ	要約筆記者としての倫理を学び、その専門性を理解する	心構えと倫理 要約筆記者としての専門性
	44	計		

【実技関係】

	時間数	教科名	目的	内容
1	12	要約筆記の実習	要約筆記の基礎的な技術を身につける	基本的な表記 基本的な要約技術
2	2	要約の学習Ⅱ	文章構造を理解し要約の技術を身につける	要約技術実習
3	2	伝達の学習Ⅱ	伝達の基礎的な技術を身につける	伝達技術実習
4	6	チームワークⅡ	チームでの要約筆記の技術と考え方を学び、集団に対する情報保障技術を身につける	チームワークの技術
5	8	ノートテイクⅡ	ノートテイクでの要約筆記技術として場面に応じた情報保障技術を身につける	ノートテイクの技術
	30	計		

74 必修科目計

●選択必修科目(おおむね10時間以上を選択)

【講義関係】

	時間数	教科名	目的	内容
1	1	社会福祉の基礎知識Ⅱ	当該自治体の障害者福祉制度を理解する	当該自治体の障害者福祉制度
2	1	対人援助Ⅱ	対人援助についてより深く理解する	観察技術
3	2	要約筆記者のあり方Ⅱ	要約筆記者のあり方をより深く理解する	社会福祉従事者としての専門性
4	4	聴覚障害運動と手話	聴覚障害者運動や手話通訳活動の歴史を理解する	ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ
5	2	二人書きおよび関係入力Ⅰ	要約筆記の方法である二人書き、関係入力の特性を理解する	二人書きおよび関係入力の特徴 二人書きおよび関係入力の利点と注意点
	10	計		

【実技関係】

	時間数	教科名	目的	内容
1	6	二人書きおよび関係入力Ⅱ	二人書きや関係入力の基本技術を身につける	二人書き(手書き) 関係による入力(パソコン)
2	6	演習(模擬要約筆記)	講義、実技講習の各内容を、模擬的に実践することで、要約筆記の能力を高める	講演会、会議等での全体投影 ノートテイク
3	6	現場実習	講義、実技講習の各内容を集団で実践することで、要約筆記の能力を高める	集団(講演会、会議等)での全体投影
	18	計		

(参考)

標準的な要約筆記者養成カリキュラム(案) (学ぶ順番に整理したもの)

	教科名	内容	時間数	
	聴覚障害の基礎知識	聞こえの仕組みと聴覚障害 聴覚補償 聴覚障害者のコミュニケーション 中途失聴・難聴者の現状と課題	4	講義
	要約筆記の基礎知識 I	難聴者運動と要約筆記の歴史 要約筆記事業の位置づけ 通訳としての要約筆記	4	講義
	日本語の基礎知識	日本語の特徴 日本語の表記 日本語の語彙と用法	4	講義
	要約筆記の基礎知識 II	要約筆記の目的 要約筆記の三原則 要約筆記の表記	4	講義
	要約筆記の実習	基本的な表記	6	実技
	話しことばの基礎知識	話しことばと書きことば 話しことばの特徴と活用	4	講義
	要約筆記の実習	基本的な要約技術	6	実技
	社会福祉の基礎知識 I	日本国憲法と基本的人権の尊重 社会福祉の理念と歴史	3	講義
選択必修	聴覚障害運動と手話	ろう運動史・ろう教育史 手話通訳の理論と実践 聴覚障害者の社会参加の実情 コミュニケーション支援の位置づけ	4	講義
	社会福祉の基礎知識 I	障害者福祉の概要と施策の現状 聴覚障害者の福祉施策の現状 障害者権利条約	3	講義
選択必修	社会福祉の基礎知識 II	当該自治体の障害者福祉制度	1	講義
	伝達の学習 I	コミュニケーションの基礎理論 情報保障の基礎理論	2	講義
	伝達の学習 II	伝達技術実習	2	実技
	要約の学習 I	要約の定義と意味 情報伝達における要約	2	講義
	要約の学習 II	要約技術実習	2	実技
	チームワーク I	使用機器及びネットワーク 各担当の役割 交代の意味と方法 チームでの動き方	4	講義
	チームワーク II	チームワークの技術	6	実技
	ノートテイク I	ノートテイクの方法 目的に応じた書き方 場面对応 利用者のニーズへの対応	4	講義
	ノートテイク II	ノートテイクの技術	8	実技
選択必修	演習(模擬要約筆記)	講演会、会議等での全体投影 ノートテイク	6	実技
選択必修	現場実習	集団(講演会、会議等)での全体投影	6	実技
選択必修	二人書きおよび連係入力 I	二人書きおよび連係入力の特徴 二人書きおよび連係入力の利点と注意点	2	講義

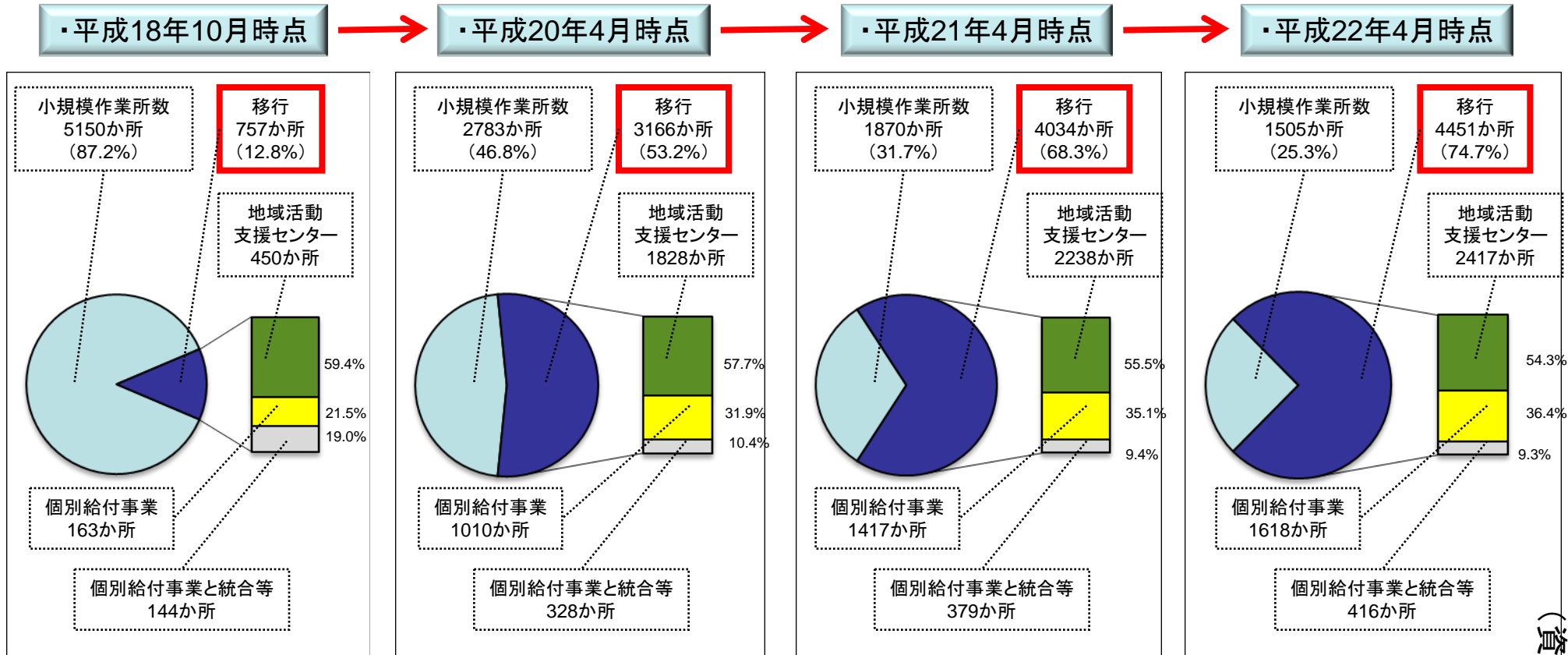
選択必修	二人書きおよび関係入力Ⅱ	二人書き（手書き） 関係による入力（パソコン）	6	実技
	対人援助Ⅰ	中途失聴・難聴者の臨床心理 カウンセリングの基礎理論 対人援助の基礎理論	4	講義
選択必修	対人援助Ⅱ	観察技術	1	講義
	要約筆記者のあり方Ⅰ	心構えと倫理 要約筆記者としての専門性	2	講義
選択必修	要約筆記者のあり方Ⅱ	社会福祉従事者としての専門性	2	講義

（注）選択必修は上記の「選択必修」から10時間以上を選択。（必修講義44時間、必修実技30時間、選択必修10時間以上、合計84時間以上）

# 小規模作業所の新体系等への移行状況

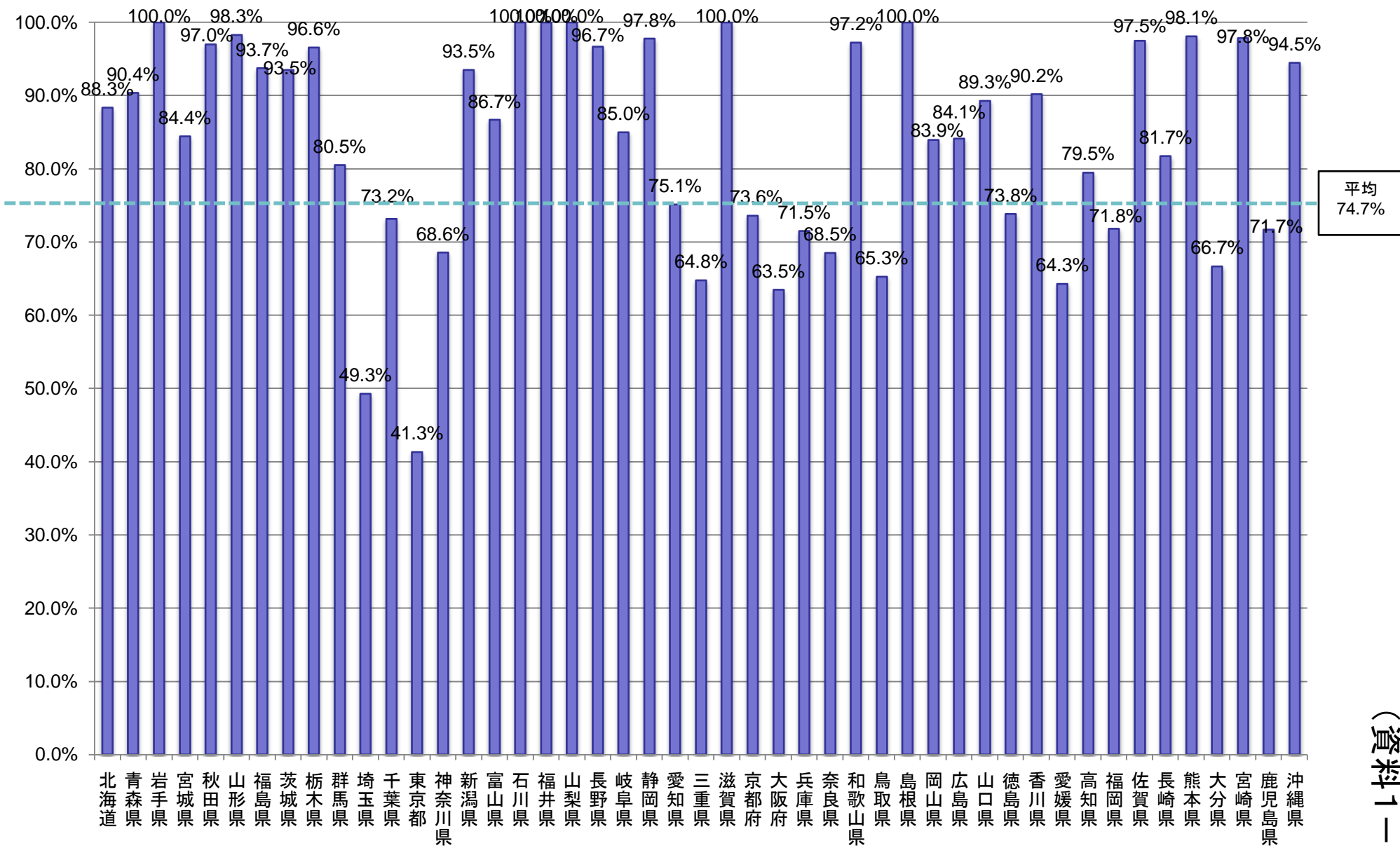
○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成22年4月時点では74.7%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

※平成18年4月時点の小規模作業所数は5,777か所。



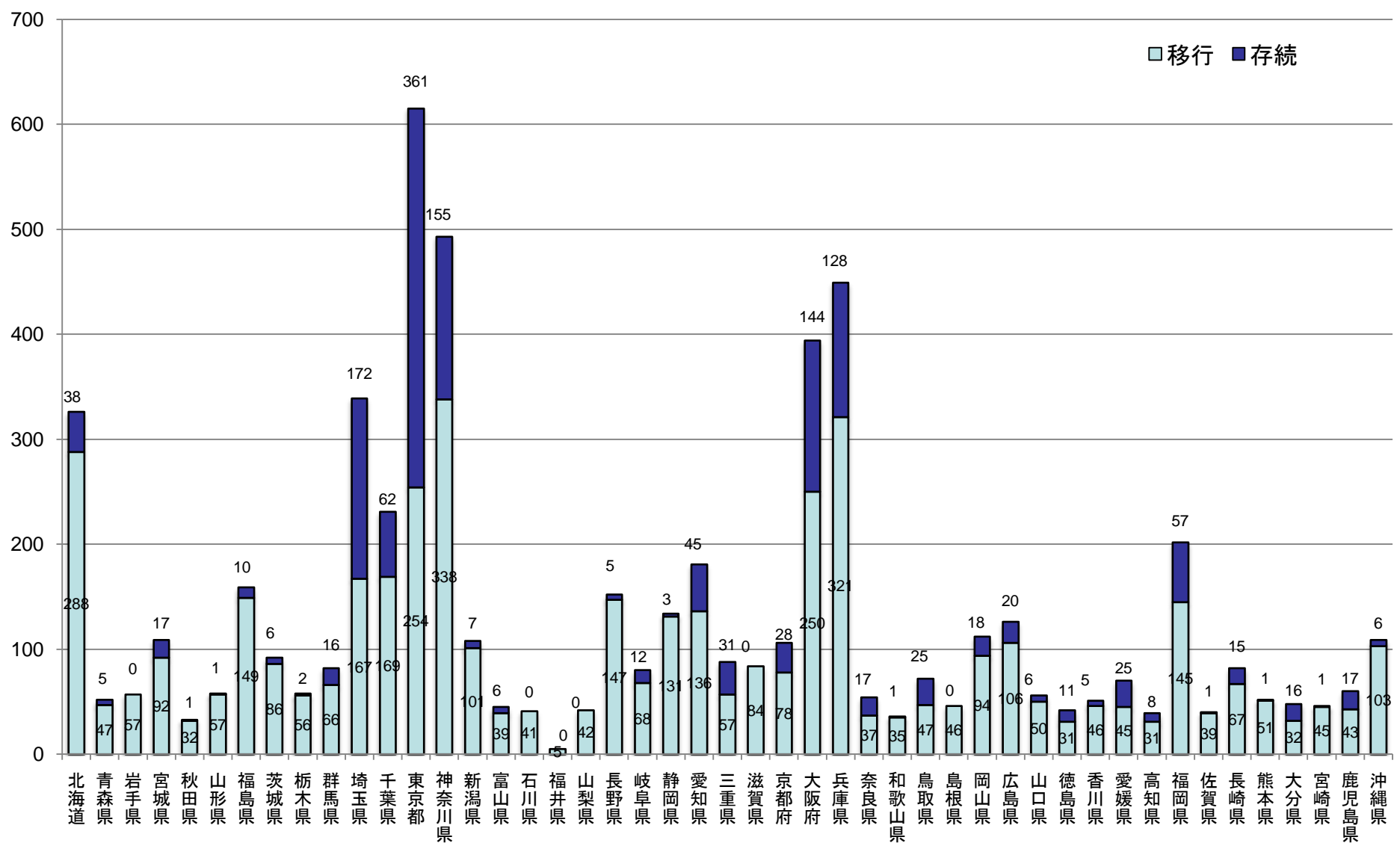


# 小規模作業所の新体系等への移行状況（都道府県別：移行率）平成22年4月時点



(資料1-7)

# 小規模作業所の新体系等への移行状況（都道府県別：移行か所数）平成22年4月時点



(資料1-8)

(資料2-1)

## 聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成23年1月6日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定	都道府県(市)	設置	設置予定
北海道			広島県		
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県			香川県	○	
秋田県			愛媛県	○	
山形県			高知県		平成23年度
福島県			福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県		
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県		平成24年度
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県			千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県			静岡市		
三重県			浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府			京都市	○	
大阪府		平成23年度	大阪市		
兵庫県	○		堺市		平成24年度
奈良県		平成24年度	神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県			広島市		
島根県	○(2箇所)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			計	38	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

## 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

### ○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約47万件）として広く活用されています。

また、10万タイトルの点字データを保有し、2万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

### ○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地域の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

### ○ポータルサイト・ゲストページ

お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽しくなる機能を備えています。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場です。

## 障害者 I T 総合推進事業 都道府県別実施状況 (平成 22 年度)

都道府県名	障害者 I T 総合推進事業		備考	都道府県名	障害者 I T 総合推進事業		備考
	○	障害者 I T 林°-ト センター運営事業			○	障害者 I T 林°-ト センター運営事業	
北海道	○			滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県	○		
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県			
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県			地域生活支援事業の 生活訓練等事業で視 覚障害者向け P C 教 室実施	高知県	○		
富山県	○			福岡県	○		
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県			
長野県	○	○		大分県	○		
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			地域生活支援事業の社 会参加促進事業で視 覚障害者向け P C 教 室事業実施
三重県	(23年度4月 より開始予定)			計	39	24	

※平成 23 年 1 月末時点における状況 (自立支援振興室調べ)

# 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。  
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

## 視覚障害

## 聴覚障害

**安否の確認**  
 被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。  
 (「聞こえない人はいませんか?」など)  
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。  
 (「手話できます」「『耳マーク』の活用」など)

**ニーズの把握**  
 障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

**関係者との連携**  
 避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

**避難所の説明**  
 トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

**情報の共有**  
 食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
 (悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
 (悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

**機材・物品**  
 共用品・消耗品の手配など

・ラジオ  
 ・テレビ(解説放送)  
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)  
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)  
 ・補聴器用電池 等

障害者の方が情報を得やすい環境づくりを推進するため、  
県主催行事に手話通訳者及び要約筆記者を配置します。

聴覚に障害のある方の社会参加と情報を得やすい環境づくりを推進するため、一定規模以上の県主催行事には、手話通訳者及び要約筆記者を配置することになりました。

### 1 配置する理由

県では、これまで聴覚障害者の方の参加が予定されている行事には手話通訳者または要約筆記者の配置に努めてきましたが、誰もが情報を得やすい環境づくりの推進のため、一定規模以上の参加者が見込まれる県主催行事には、手話通訳者及び要約筆記者を配置していくこととしました。

### 2 配置基準

一般県民の方を対象とした県主催行事で、参加予定者が概ね 300 人を超える行事には原則として手話通訳者及び要約筆記者を配置

※ 屋外での行事などは、状況に応じ手話通訳者のみ配置する場合があります。

※ 参加予定者が 300 人以下の行事であっても聴覚障害者の方の参加が予定されている場合には、これまでどおり手話通訳者・要約筆記者を配置します。

### 3 その他

配置を予定している行事は、ホームページで情報提供しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/fukusi/chokaku/chokaku.htm>

#### 【参考】

要約筆記とは、聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことで、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」と言います。

また、要約筆記には手書きによるものとパソコンによるものがあり、大きな行事などでは、スクリーンに要約筆記した内容を映しご覧いただきます。

健康福祉部障害者支援課

電話：026-235-7104 (直通)

026-232-0111 (代表)内線 2389

FAX：026-234-2369

E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

## 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数

平成22年7月31日現在

各都道府県 指定都市	障害者スポーツ指導員登録者数				
	初級	中級	上級	コーチ	
北海道	471	413	52	6	3
青森県	177	150	18	9	1
岩手県	126	96	26	4	0
宮城県	248	193	53	2	0
秋田県	225	191	31	3	2
山形県	165	125	31	9	0
福島県	275	243	27	5	0
茨城県	536	497	31	8	1
栃木県	279	255	19	5	1
群馬県	227	194	24	9	3
埼玉県	1,017	875	87	55	11
千葉県	569	501	57	11	4
東京都	1,638	1,393	165	80	13
神奈川県	549	466	66	17	3
新潟県	545	492	44	9	1
富山県	225	193	21	11	1
石川県	161	143	15	3	0
福井県	147	137	10	0	0
山梨県	64	58	6	0	0
長野県	408	344	49	15	4
岐阜県	273	246	24	3	1
静岡県	447	400	33	14	0
愛知県	949	851	73	25	4
三重県	437	411	18	8	2
滋賀県	256	197	45	14	0
京都府	211	189	17	5	1
大阪府	974	746	199	29	4
兵庫県	754	638	100	16	4
奈良県	215	169	39	7	0
和歌山県	241	209	30	2	1
鳥取県	157	151	5	1	0
島根県	61	52	6	3	0
岡山県	368	334	28	6	0
広島県	240	211	21	8	1
山口県	396	353	37	6	3
徳島県	148	137	8	3	1
香川県	167	146	17	4	0
愛媛県	187	168	14	5	1
高知県	206	136	61	9	2
福岡県	763	678	74	11	1
佐賀県	161	153	6	2	1
長崎県	195	183	10	2	0
熊本県	386	353	25	8	2
大分県	605	494	102	9	1
宮崎県	263	252	10	1	0
鹿児島県	273	234	37	2	1
沖縄県	187	158	20	9	0
札幌市	252	199	43	10	1
仙台市	289	212	70	7	0
さいたま市	160	151	8	1	0
千葉市	70	60	7	3	0
横浜市	573	525	38	10	1
川崎市	166	159	5	2	1
新潟市	49	46	2	1	0
静岡市	83	81	2	0	0
浜松市	53	48	5	0	0
名古屋市	356	308	32	16	5
京都市	174	128	34	12	4
大阪市	399	298	68	33	10
堺市	63	55	5	3	1
神戸市	326	265	48	13	3
広島市	147	112	29	6	3
北九州市	194	173	16	5	1
福岡市	288	221	56	11	3
合計	21,214	18,249	2,359	606	112

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

※ 神奈川県は相模原市を、岡山県は岡山市を含んだ登録者数である。



## 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

都道府県 指定都市名	団体名	郵便番号	住所	対象とする障害			
				身体	知的	精神	
1	北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1道民活動センター	○	○	○
2	青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4	○	○	○
3	岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3ふれあいプラザ 岩手内	○	○	○
4	秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	○	○	○
5	宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2	○	○	○
6	山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地山形県身体障害者福祉会館内	○	○	○
7	福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16福島県保健福祉部自立支援総室障がい福祉課内	○	○	○
8	茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6茨城県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
9	栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内	○	○	
10	群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会	371-0843	前橋市新前橋町13-12	○		
11		群馬県知的障害者スポーツ協会	379-2214	伊勢崎市下触町238-3県立ふれあいプラザ内		○	
12	埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124埼玉県大宮合同庁舎3階	○	○	○
13	千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○	○	○
14	東京都	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ12F	○	○	○
15	神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内	○	○	○
16	新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟市江南区亀田向陽1-9-1新潟ふれあい愛プラザ内	○	○	○
17	富山県	富山県障害者スポーツ協会	931-8443	富山市下飯野新田70-4	○	○	○
18	石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○	○	○
19	福井県	—	—	—			
20	山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12山梨県福祉プラザ1F	○	○	○
21	長野県	NPO法人 長野県障がい者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○	○	○
22	岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉会館5階	○	○	○
23	静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70総合社会福祉会館	○	○	○
24	愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	○	○	
25	三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○	○	○
26	滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1滋賀県立プラザ会館内	○	○	○
27	京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5京都市障害者スポーツセンター内	○	○	○
28	大阪府	大阪府障がい者スポーツ振興協会	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目大阪府健康福祉部障がい保健福祉室自立支援課社会参加支援グループ内	○	○	○
29	兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課内	○	○	○
30	奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4奈良県心身障害者福祉センター内	○	○	
31	和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218 和歌山県子ども・障害者相談センター内	○	○	
32	鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17しらはま交流センター内	○	○	○
33	島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内	○	○	○
34	岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
35	広島県	—	—	—			
36	山口県	一般社団法人 山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2F	○	○	○
37	徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59徳島県立障害者交流プラザ2F	○	○	○
38	香川県	—	—	—			
39	愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15愛媛県総合社会福祉会館内	○		
40	高知県	(社福)高知県社会福祉協議会 障害者スポーツセンター	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1	○	○	○
41	福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7福岡県総合福祉センター6階	○	○	○
42	佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5勤労身体障害者教養文化体育館内	○	○	○
43	長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○	○	○
44	熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 熊本県立身体障害者福祉センター内	○	○	○
45	大分県	大分県障がい者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1大分県福祉保健部障害福祉課内	○	○	○
46	宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○	○	○
47	鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートアカゴしま3F	○	○	○
48	沖縄県	—	—	—			
49	札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	○	○	○
50	仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	983-0039	仙台市宮城野区新田東4-1-1 新田東総合運動場内	○	○	○
51	さいたま市	—	—	—			
52	千葉市	—	—	—			
53	相模原市	—	—	—			
54	横浜市	—	—	—			
55	川崎市	—	—	—			
56	新潟市	—	—	—			
57	静岡市	—	—	—			
58	浜松市	NPO法人 浜松市障害者スポーツ協会	432-8021	浜松市中区佐鳴台3-52-23	○	○	○
59	名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○	○	○
60	京都市	公益財団法人 京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○	○	○
61	大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツ・スポーツ振興部内	○	○	
62	堺市	—	—	—			
63	神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター内	○	○	○
64	岡山市	—	—	—			
65	広島市	広島市障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	○	○	○
66	北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者スポーツセンター内	○	○	○
67	福岡市	福岡市障がい者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階	○	○	○

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・アテネ

大会概要

- 1 大会名称  
2011年スペシャルオリンピックス夏季世界大会・アテネ  
(英文: Special Olympics World Summer Games Athens 2011)
- 2 開催時期  
2011年6月25日～7月4日
- 3 開催地  
ギリシャ共和国、アテネ
- 4 参加者  
アスリート……………185か国・地域より7,500人  
コーチ・役員……………2,500人  
ボランティア……………25,000人
- 5 日本選手団  
アスリート……………52人  
コーチ・役員……………23人
- 6 開催競技  
22公式競技を実施。  
日本選手団として派遣するのは9競技(水泳競技、陸上競技、バドミントン、ボウリング、ゴルフ、体操競技、卓球、テニス、バレーボール)

第11回全国障害者スポーツ大会（「おいでませ！山口大会」）

1 開催期間  
平成23年10月22日（土）～24日（月）

2 大会のスローガン  
「君の一生けんめいに会いたい」

3 実施競技

個人競技（6競技）

陸上競技【身体・知的】

水泳【身体・知的】

アーチェリー【身体】

卓球【身体・知的】（サントテーブルテニス【身体】を含む）

フライングディスク【身体・知的】

ボウリング【知的】

団体競技（7競技）

バスケットボール【知的】

車椅子バスケットボール【身体】

ソフトボール【知的】

フットベースボール【知的】

グランドソフトボール【身体】

バレーボール【身体・知的・精神】

サッカー【知的】

4 大会を支えるボランティア（予定）

大会運営ボランティア 約3,500名

情報支援ボランティア 約700名

手話 約300名

手書き要約筆記 約300名

パソコン要約筆記 約100名

選手団担当ボランティア 約800名

5 都道府県・指定都市別個人協議参加枠割当数(案)

都道府県(市)	個人競技参加枠割当数			都道府県(市)	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	30	39	69	広島県	17	23	40
青森県	11	17	28	山口県	59	83	142
岩手県	11	16	27	徳島県	12	17	29
宮城県	10	15	25	香川県	13	17	30
秋田県	13	14	27	愛媛県	17	22	39
山形県	11	13	24	高知県	12	16	28
福島県	15	20	35	福岡県	18	25	43
茨城県	14	23	37	佐賀県	9	14	23
栃木県	12	18	30	長崎県	13	18	31
群馬県	12	17	29	熊本県	16	20	36
埼玉県	25	36	61	大分県	12	14	26
千葉県	31	46	77	宮崎県	12	15	27
東京都	59	72	131	鹿児島県	17	21	38
神奈川県	17	24	41	沖縄県	12	18	30
新潟県	12	16	28	札幌市	14	18	32
富山県	10	13	23	仙台市	8	12	20
石川県	10	13	23	さいたま市	8	11	19
福井県	9	11	20	千葉市	17	26	43
山梨県	9	11	20	横浜市	15	26	41
長野県	16	22	38	川崎市	8	12	20
岐阜県	20	27	47	相模原市	6	10	16
静岡県	13	20	33	新潟市	7	10	17
愛知県	23	35	58	静岡市	7	11	18
三重県	13	17	30	浜松市	7	11	18
滋賀県	10	16	26	名古屋市	14	19	33
京都府	12	15	27	京都市	14	17	31
大阪府	28	40	68	大阪市	20	24	44
兵庫県	23	30	53	堺市	9	12	21
奈良県	11	15	26	神戸市	13	16	29
和歌山県	11	13	24	岡山市	10	15	25
鳥取県	11	16	27	広島市	12	18	30
島根県	12	17	29	北九州市	10	14	24
岡山県	14	20	34	福岡市	10	14	24
				合計	986	1,356	2,342

## 「第 11 回全国障害者芸術・文化祭埼玉大会」の概要（案）

### 1 目 的

文化・芸術分野の創作活動への参加を通じ、障害者の‘生活の質’の向上を図ると共に、その活動で生み出された優れた作品を広く紹介することで、障害者の創作活動に対する国民の理解と認識を深め、障害者の社会参加や自立の促進につなげていくことを目的とする。

### 2 大会内容(案)

- ① 障害者音楽コンサート
- ② 文化活動発表会
- ③ 絵画公募展
- ④ 障害者と地域との交流を目的とした展示会
- ⑤ 障害者アート企画展
- ⑥ プロダンサーと障害者によるワークショップ及びダンス公演
- ⑦ 聴覚障害者の演出家によるワークショップ及び演劇公演
- ⑧ バリアフリー芸術鑑賞会
- ⑨ 「障害者アート」商品化セミナー

### 3 主 催

厚生労働省、埼玉県、さいたま市

### 4 期 日

平成 23 年 4 月～ 12 月

### 5 会 場

埼玉県立近代美術館、彩の国さいたま芸術劇場ほか

## 広州 2010 アジアパラ競技大会の結果等について

- 1 大会名称 広州 2010 アジアパラ競技大会 「Guangzhou 2010 Asian Para Games」
- 2 大会期間 平成 22 年 12 月 12 日 (日) 開会式～19 日 (日) 閉会式 (8 日間)
- 3 開催地 中国・広州市
- 4 主催 アジアパラリンピック委員会 (APC)  
広州 2010 アジアパラ競技大会組織委員会 (GAPGOC)、中国・広州市
- 5 参加国・地域 41 カ国 (前回フェスピック KL 大会: 46 カ国参加)
- 6 参加者数 3,798 名 (選手 2,512 名 役員 1,286 名)
- 7 日本選手団 359 名 (選手 223 名、役員 136 名)
- 8 実施競技 19 競技
- 9 日本選手団競技別メダル数

No.	競技名	計	金	銀	銅
1	アーチェリー	2	2		
2	陸上競技	19	5	5	9
3	バドミントン	3	1		2
4	ボッチャ				
5	自転車	5	2	3	
6	5人制サッカー				
7	7人制サッカー	1			1
8	ゴールボール男子				
9	ゴールボール女子	1		1	
10	柔道	9	3	3	3
11	パワーリフティング				
12	ボート	2		2	
13	射撃	1			1
14	シッティングバレーボール男子				
15	シッティングバレーボール女子	1		1	
16	水泳	51	15	20	16
17	テンピンボウリング	2		2	
18	卓球				
19	車いすフェンシング				
20	車椅子バスケットボール男子	1	1		
21	車椅子バスケットボール女子	1	1		
22	車いすテニス	4	2	2	
	合 計	103	32	39	32

### 10 大会特記事項

- 1) フェスピック競技大会の歴史を引き継ぎ、第 10 回の地域競技大会として開催。  
(アジアパラリンピック委員会としては初の開催)
- 2) 新たな実施競技としてパラリンピックで実施されている視覚障害者の 5 人制サッカーとボートが採用された。
- 3) 平成 22 年 11 月 12 日～27 日に同地で開催された第 16 回アジア競技大会と同じ会場を原則的に使用。  
選手村も、新設されるアジア大会選手村を使用した。

### 11 大会エンブレムと大会マスコット

大会エンブレム

大会マスコット  
「Fun Fun」

## 国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台1-8-1

3. 施設規模

地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]

宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]

大・中・小研修室

バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)

レストラン(50席)

駐車場

5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備 等

6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp/>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは…



# ビッグアイ

## 国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

### 研修室



### 多目的ホール



約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

### 宿泊室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



### レストラン ぐらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!



## 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第22回試験		合格者数 累計	都道府県名	第22回試験		合格者数 累計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
北海道	16	2	77	滋賀県	10	2	34
青森県	11	0	24	京都府	16	2	102
岩手県	2	0	20	大阪府	67	22	193
宮城県	3	1	29	兵庫県	45	11	125
秋田県	3	1	14	奈良県	7	3	34
山形県	3	1	13	和歌山県	10	3	29
福島県	15	4	44	鳥取県	3	1	11
茨城県	12	3	29	島根県	2	1	12
栃木県	4	1	21	岡山県	9	3	35
群馬県	20	2	55	広島県	15	5	58
埼玉県	72	11	187	山口県	11	2	25
千葉県	25	5	67	徳島県	6	0	14
東京都	208	39	622	香川県	7	0	19
神奈川県	87	14	286	愛媛県	16	6	33
新潟県	12	2	23	高知県	7	1	19
富山県	2	0	12	福岡県	30	4	99
石川県	13	2	32	佐賀県	3	0	6
福井県	3	2	12	長崎県	10	2	26
山梨県	6	0	24	熊本県	8	1	28
長野県	13	5	40	大分県	11	2	22
岐阜県	6	1	24	宮崎県	9	0	19
静岡県	23	5	60	鹿児島県	20	1	26
愛知県	25	8	95	沖縄県	5	0	7
三重県	18	3	41	合計	929	184	2,827

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

## 〔再掲〕政令指定都市別申込者数・合格者数

(単位：人)

政令指定 都市名	第22回試験		合格者数 累計	政令指定 都市名	第22回試験		合格者数 累計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
札幌市	6	1	36	名古屋市	7	2	34
仙台市	1	1	19	京都市	7	0	56
さいたま市	9	4	40	大阪市	17	4	37
千葉市	1	0	6	堺市	5	1	26
横浜市	50	8	109	神戸市	16	4	50
川崎市	15	2	44	岡山市	2	0	20
相模原市	3	0	14	広島市	7	3	32
新潟市	4	1	12	北九州市	4	1	23
静岡市	2	0	19	福岡市	3	0	30
浜松市	4	2	10	合計	163	34	617



# わたしたちは パートナー

しょうがいしゃ けん いっしょ  
障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。  
うが いり かい ねが  
受け入れに、ご理解をお願いいたします。



**ほじょ犬 (身体障害者補助犬)**  
「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されています。

**盲導犬**  
目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。ハーネス (綱輪) をつけています。

**介助犬**  
手や足に障害がある人の日常生活動作をサポートします。落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。

**聴導犬**  
耳が聞こえない人、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイムの音、ファックス着信音などを聞き分けます。

公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、いろいろな場所ではほじょ犬を受け入れることは、『身体障害者補助犬法』で義務づけられています。  
犬だからという理由だけで拒否せずに、わたしと共に受け入れてください。





## もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことです。身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬のことをもっと知って、ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。



## ほじょ犬の種類



### 盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけています。

### 聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。「介助犬」と書かれた表示をつけています。



## ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

### ●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設  
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)  
国や地方公共団体などの事務所  
従業員56人以上の民間企業



### ●ほじょ犬の同伴を受け入れる努力をする必要があるのは以下の場所です。

- ・事務所(職場)  
従業員56人未満の民間企業
- ・民間住宅





## ほじょ犬はきちんとしつけられ、健康です

ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所できれい排せしないように、訓練されています。
- ほじょ犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
  - ・レストランなど、飲食店では……  
食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
  - ・ホテルや旅館など、宿泊施設では……  
上がり口や部屋の隅で待機します。
  - ・電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……  
シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどでほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



## 仕事中のほじょ犬への接し方

ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事」中です。

- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。  
ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。



### お問い合わせ先

- ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先  
各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課
- 身体障害者補助犬法等の関係法令や通知・ほじょ犬ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>  
厚生労働省ホームページ「行政分野ごとの情報」内「障害者福祉」  
→「分野別施策情報」内「身体障害者補助犬」

### ほじょ犬

## ほじょ犬の受け入れ施設の方へ



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ほじょ犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- ほじょ犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

### ほじょ犬

## 身体障害者補助犬法の概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
  - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
  - 身体障害者補助犬法は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
  - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
    - ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
    - ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
    - ・従業員56人以上の民間事業所（職場）
- ※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



Service Dogs Welcome!

ほうりつ                      もうどうけん      かいじょけん  
法律により盲導犬・介助犬・  
ちょうどうけん              どうはん  
聴導犬は同伴できます

